

議案第69号

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「向上」の次に「並びに市民活動の推進」を加える。

第12条第1項中「第3条に規定する以外のセンターの施設のうち多目的ホール」を「多目的ホール、機能訓練運動実習室、会議室201、会議室301、会議室302、会議室303、会議室304、会議室305又は栄養指導調理実習室（以下「多目的ホール等」という。）」に改める。

第12条第3項第1号を次のように改める。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

第12条第3項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるとき。

(6) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。

第15条第1項第3号中「多目的ホール」を「多目的ホール等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区 分	午前	午後	夜間
多目的ホール	5,500円	6,600円	7,700円
機能訓練運動実習室	2,640円	3,520円	3,520円
会議室201	990円	1,320円	1,320円
会議室301	990円	1,320円	1,320円
会議室302	990円	1,320円	1,320円
会議室303	1,320円	1,760円	1,760円
会議室304	1,320円	1,760円	1,760円
会議室305	1,320円	1,760円	1,760円
栄養指導調理実習室	3,300円	4,400円	4,400円

備考

- (1) 午前とは、午前9時から正午までを、午後とは、午後1時から午後5時までを、夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- (2) 前項の区分による時間に満たない場合にあっても、利用料金は割引しない。
- (3) 入場料（会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいう。）を徴収して使用する場合の利用料金は、規定利用料金の2倍の額とする。
- (4) 市民等（市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）以外の者が使用するとき この表に定める利用料金の2倍の額とする。
- (5) 前2号のいずれにも該当するとき この表に定める利用料金の3倍の額とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。